

答申第113号  
平成30年8月20日  
(諮問公第129号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、別表2の「審査会の判断」の欄で、「開示すべき」とした部分については開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成29年2月13日付けで、「株式会社〇〇が〇〇市〇〇に計画した安定型最終処分場の設置許可に関し、許可をしたあと、現在までに行った同社からの聞き取り、行政指導、協議に関する公文書」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成29年4月13日付け廃り第53号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年4月18日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との決定を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 「株式会社〇〇、〇〇株式会社従業員の氏名」は、条例第7条第1号条文中の括弧書きにある「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」に該当するものであり、処分庁の判断は誤りである。

イ 代表者だけではなく、部長等の役職にある人の氏名についても「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するものであり、開示すべきである。

ウ 部長職にある人とか、県に折衝してくるような人は、社内でそれなりの任務を任せられた人であり、そういう人の情報も「事業を営む個人の当該事業に関する情報」にあたりと解釈すべきである。

エ 法人の印影についての審査請求は取り下げる。

オ 「〇〇の経営（処分場の設置工事等の計画，役員人事の計画）」に関する情報は，条例第7条第2号の「法人に関する情報」には該当せず，公開しても法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

カ 競争上の地位その他正当な利益というのは具体的なものでなければならない。

キ 廃棄物処理場の設置計画と操業計画に関しては，現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の許可（いわゆる業の許可），第15条の許可（いわゆる施設の許可）を要するとされており，施設の許可に関しては，設置許可申請書に「施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」を添付することを設置者に義務付けている（第15条第3項）。

ク また，廃棄物処理法第15条第4項以下においては，都道府県知事に対して「第1項の許可の申請があった場合には，遅滞なく，第2項第1号から第4号までに掲げる事項，申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに，同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあっては，第2項の申請書）を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない」（第15条第4項），「前項の規定による告示をしたときは，遅滞なく，その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し，期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。」（第15条第5項）と規定している。

ケ 廃棄物処理法第15条第6項で「第4項の規定による告示があったときは，当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は，同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに，当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。」と規定されており，これは廃棄物処理施設が周辺住民の生活環境に重大な影響を及ぼす可能性の施設であることから，住民が行政から情報公開を受ける権利，行政の意思決定過程に住民が参画することができる権利を規定したもので，オース条約（環境に関する，情報へのアクセス，意思決定における市民参加，司法へのアクセスに関する条約）の趣旨にも合致するものである。

コ 本件設置の施設の設置許可は，平成〇年〇月〇日になされ，平成〇年〇月〇日に変更許可がなされたものであるが，廃棄物処理法やオース条約の趣旨からしても，本件情報は開示されるべきである。

サ 処分庁は「〇〇の役員人事の計画に関する情報」は，条例第7条第2号の「法人等に関する情報」に該当すると弁明するが，失当である。本件情報を公開しても，法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

シ 産業廃棄物処理業の許可を規定した廃棄物処理法第14条第5項第2号ロないしへは、反社会的勢力の排除を規定しているから、「役員人事の計画に関する情報」を公表することは、事業者の利益に優越するものであり、公益に関する情報であるから、公表されるべきである。

ス 実施機関からは非開示理由がそれぞれ述べられているが、そういうものには該当しないと考えており、仮に、何らかの非開示理由に該当するとしても、非常に公益上の理由が強い情報であるから、条例第9条の公益上の理由による裁量的開示というものに基づいて開示すべきである。

セ 旧廃棄物処理法に基づく産業廃棄物安定型最終処分場の設置許可であり、周辺環境の汚染のおそれ、業者の経理的基礎の問題、維持管理基準が現行法と適合しなくなっている問題などがあることから、見直して撤回するか、業者に取り下げさせて、住民に安心を与えなければならないという公益上の理由がある。

ソ こういった観点から、業者と一体何をやりとりしているのか、これは住民に公開すべき情報である。

タ 本件設置の施設の設置許可は、旧廃棄物処理法のものであるため、現行の廃棄物処理法に適合していない。仮に、本件施設が旧廃棄物処理法の許可のまま設置工事がなされたとしても、構造基準は旧法のままでは操業できず、操業開始後は、現行の廃棄物処理法の維持管理基準を順守する必要がある。すなわち、旧法の構造基準のままでは、現行の維持管理基準を充足できないから、本来は、〇〇をして設置許可を取り下げさせるか、〇〇が取り下げなければ、鹿児島県知事において、規定を順守する必要がある。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書

ア 平成11年11月30日以降に県が株式会社〇〇から聞き取り、行政指導、協議を行った履歴を記録した文書（別表1のとおり）

#### (2) 一部開示決定の理由

ア 株式会社〇〇、〇〇株式会社従業員の氏名（本件不開示情報1）

㌦ 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

a 当該部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

- b 対象公文書の記載内容によれば、不開示部分の氏名の従業員は平成28年1月18日までは、〇〇株式会社の業務推進部長・営業部長とあり、その肩書きから、同社の従業員であることが確認できるため、「事業を営む個人」には該当せず、その氏名は個人情報に該当する。
- c また、平成28年10月4日以降は、単に株式会社〇〇の〇〇と記載されており、それだけでは「事業を営む個人」であるかは不明であるが、廃棄物処理施設設置許可申請時に県に提出された同社の登記事項証明書で、不開示部分の従業員が役員でないことは確認できている。
- d 設置許可申請時以降に役員変更があった場合も、県に〇〇は変更届を提出する義務があることから、県は役員の変遷の把握は可能であるが、現時点で変更届の提出がなされていないため、不開示部分の従業員が株式会社〇〇の役員でないことを確認している。

#### イ 法人の印影

- (ア) 条例第7条第2号（法人等に関する情報）及び条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当
  - a 当該部分は当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示であり、同号ただし書にも該当しない。
  - b 当該部分を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。

#### ウ 〇〇の経営（処分場の設置工事等の計画、役員人事の計画）に関する情報（本件不開示情報2）

- (ア) 条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当
  - a 当該部分は当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示であり、同号ただし書にも該当しない。
  - b 「処分場の設置工事等の計画」に関する情報には、県に具体的に相談がされていない情報が含まれており、それについては不確定な情報だと判断し、そのような不確定な情報であり公表されていない情報であるからこそ、法人の経営方針に関わる内部管理情報だと判断し、開示されることで、処分場設置の反対運動を行っている協議会の関係者等から、妨害や何らかの圧力がかかること等により法人の正当な利益が害されるおそれがあるため、不開示とした。

- c この情報は、同社の役員人事の計画であって、内部管理情報であり、開示されることで、処分場設置の反対運動を行っている協議会の関係者等から、役員就任の妨害や何らかの圧力がかかること等により、同社の人事配置に支障が生じ、円滑な業務運営ができなくなるおそれがあることから、不開示とした。
- d 「処分場の設置工事の計画等の経営方針に関わる内部管理情報」と「役員人事に関わる内部管理情報」は、地下水の基準監視の結果等とは違い、「情報それ自体」が、人の生命、健康等に影響を及ぼす可能性がある性質の情報ではないことから、ただし書該当性がないと判断した。
- e 「処分場の設置工事の計画等の経営方針に関わる内部管理情報」については、不確定な情報であるため、仮に最終処分場の運営に関する情報として、公益上の観点から開示した場合、その情報が反対運動を行っている地域住民にもたらす影響は大きく、混乱をもたらす可能性も否定できない。
- f 情報自体が不確定な状態であり、将来においても人の生命、健康等を侵害する蓋然性が高いとはいえないことから、ただし書該当性はないと判断した。
- g 「役員人事に関わる内部管理情報」については、廃棄物処理法第14条第5項第2号ロないしへ（いわゆる欠格条項）に該当するかしないかについて、産業廃棄物処理施設設置許可申請時や役員の変更届の提出時に、市町村や警察へ照会をする仕組みとなっており、さらに、法人の役員の就退任は法務局に登録されるため、登記事項証明書の取得により、何人も就退任後には逐次その事実を確認することができる。
- h 不開示部分は実際に役員が変更する前の人事計画であること等から鑑みても、法人の正当な利益を害するおそれのある情報だと判断し、不開示とした。

エ ○○の役員人事の計画に関する情報（本件不開示情報3）

(ア) 条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当

- a 当該情報は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示であり、同号ただし書にも該当しない。
- b この情報は、同社の役員人事の計画であって、内部管理情報であり、開示されることで、処分場設置の反対運動を行っている協議会の関係者等から、役員就任の妨害や何らかの圧力がかかること等により、同社の人事配置に支障が生じ、円滑な業務運営ができなくなるおそれがある。

- c 「役員人事に関わる内部管理情報」については、廃棄物処理法第14条第5項第2号ロないしへ（いわゆる欠格条項）に該当するかないかについて、産業廃棄物処理施設設置許可申請時や役員の変更届の提出時に、市町村や警察へ照会をする仕組みとなっており、さらに、法人の役員の就退任は法務局に登録されるため、登記事項証明書を取得により、何人も就退任後には逐次その事実を確認することができる。
- d 不開示部分は実際に役員が変更する前の人事計画であること等から鑑みても、法人の正当な利益を害するおそれのある情報だと判断し、不開示とした。
- e 「〇〇の人事に関する情報」は、平成28年1月21日のやりとりを記した文書における「役員人事に関わる内部管理情報」と同様に、「情報それ自体」が、人の生命、健康等に影響を及ぼす可能性がある性質の情報ではないと判断し、法人の正当な利益を害するおそれのある情報であるため、不開示とした。

オ 携帯電話番号、陳情者の姓（本件不開示情報4）

(ア) 改正前の条例（以下「旧条例」という。）第8条第2号（個人情報）に該当

- a 当該部分は個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
- b 平成12年11月に実施機関の職員が記録した文書であるため、旧条例第8条（個人情報）の規定に基づき、不開示情報の判断を行い、同条2号ただし書に該当しない個人情報のみが不開示となるが、ただし書に規定される「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧できる情報」、「実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は、取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」には該当しない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年5月19日	諮問公第129号に係る諮問を受けた。
10月18日	諮問公第129号に係る弁明書の写し及び反論書の写しを実施機関から受理した。
11月15日	諮問の審議を行った。（事務局による事案の説明）
平成30年3月20日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）

4月13日	口頭意見陳述申立書を受理した。
6月12日	口頭意見陳述を行った。
7月25日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 廃棄物処理法について

廃棄物処理法は、第1条において、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることをその目的として規定している。

また、第15条第1項において、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

第14条第6項においては、産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

法改正に伴い、平成10年6月17日からは、許可の申請があった場合の告示・縦覧、関係市町村からの意見聴取、周辺住民等からの意見書提出などの手続きが新たに規定されている。

イ 株式会社〇〇の安定型最終処分場の設置許可（以下「本件許可」という。）について

株式会社〇〇は、県に対し、平成〇年〇月〇日に廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物安定型最終処分場の設置許可申請を行い、県は平成〇年〇月〇日に本件許可を行っている。

なお、株式会社〇〇の設置許可申請は、告示・縦覧などの手続きが規定される前に提出されているため、本件許可において、これらの規定は適用されていない。

ウ 本件対象公文書について

本件処分に係る対象公文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は別表2の「実施機関の判断」の欄のとおり、本件不開示情報1から4までを条例第7条第1号、第2号、旧条例第8条第2号に該当するとして一部開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件対象公文書が実施機関の主張する条例第7条及び旧条例第8条の不開示情報に該当するかどうか、また不開示情報に該当する場合に、条例第9条の公益上の理由による裁量的開示に該当するかどうかについて検討する。

なお、法人の印影については、審査請求人から提出された反論書に取り下げの旨の

記載があったため、判断は行わないこととする。

エ 実施機関が条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報1）の不開示情報該当性について

（ケ） 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

（イ） 本件不開示情報1の条例第7条第1号該当性について

本件不開示情報1は、株式会社〇〇、〇〇株式会社従業員の氏名の部分であり、対象公文書の記載内容によれば、平成28年1月18日までは、〇〇株式会社の業務推進部長・営業部長とある。

審査請求人は、上記2(3)イのとおり、部長等の役職にある人の氏名についても「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する旨主張するが、「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（物品販売業、金銭貸付業、不動産貸付業、製造業、畜産業、医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業等）を営む個人のほか、農業、林業、漁業等を営む個人をいうものであり、対象公文書の記載から、事業を営む個人の当該事業に関する情報には該当せず、また、登記されている法人の役員等ではないことも明らかである。

また、平成28年10月4日以降は、単に株式会社〇〇としてその氏名が記載されているが、実施機関は、廃棄物処理施設設置許可申請時に県に提出された同社の登記事項証明書で、不開示部分の従業員が役員でないことは確認できており、設置許可申請時以降についても、現時点で役員変更届の提出はなされていないため、不開示部分の従業員が役員でないことを確認していると説明している。

廃棄物処理法では、産業廃棄物処理施設の設置者は、役員に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないと規定されており、現時点で役員変更届が提出されていないことを踏まえると、役員変更がなされ、不開示部分の従業員が法人の役員になったとも認められない。

以上のことから、本件不開示情報1について、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 実施機関が条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当するとして不開示とした部分（本件不開示情報2及び3）の不開示情報該当性について

（ケ） 条例第7条第2号



条例第7条第2号は「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，次に掲げるもの。」として「ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」，「イ 実施機関の要請を受けて，公にしないことを条件で任意に提供されたものであつて，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については，同号ただし書に該当する情報を除き，これを不開示としている。

また，同号ただし書においては，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」については，同号本文に該当するものであつても，開示しなければならない旨規定している。

(イ) 本件不開示情報2の条例第7条第2号該当性について

本件不開示情報2は，〇〇の経営（処分場の設置工事等の計画，役員人事の計画）に関する情報の部分である。

実施機関は，上記3(2)ウ(ア)のb及びcのとおり，本件不開示情報2のうち，処分場の設置工事等の計画に関する情報については，県に相談がなされていない情報について，不確定で公にされていない法人の経営方針等の内部管理情報だと判断し，開示されることで，処分場設置に反対する協議会等から妨害や何らかの圧力がかかること等により，当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあり，また，役員人事の計画についても，法人の内部管理情報であり，開示されることで，処分場設置の反対運動を行っている協議会の関係者等から役員就任の妨害や何らかの圧力がかかること等により，同社の人事配置に支障が生じ，円滑な業務運営ができなくなるおそれがあることから条例第7条第2号に該当する旨主張する。

処分場の設置工事等の計画に関する情報については，確かに，これらの情報が処分場設置の反対運動を行っている地域住民に何かしらの影響を与え，事業の妨害等が起こることにより，法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないものの，この「おそれ」の判断に当たっては，単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性が求められるとされているところ，処分場建設に反対する住民運動は計画当初の段階から既に起きており，また，内部管理情報であったとしても，設置工事の計画に関しては，平成〇年〇月に株式会社〇〇が行った住民説明会に関する新聞報道により，株式会社〇〇が設置工事の予定業者であることが公になっているとのことであるから，設置工事以外の計画が開示されることについて，法的保護に値するほどの法人の正当な利益を害する蓋然性があるとは認められない。

一方，役員人事の計画に関する情報については，株式会社の役員は，原則として株主総会における選任・解任の決議に基づいて決定され，かつ，役員の変更は登記により公にされるものであるところ，当該不開示部分はそれらの前の役員人事の計

画に関する情報であることから、それが事前に明らかにされると、法人の内部管理に支障を生じ、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、情報それ自体が、人の生命、健康又は財産に具体的な侵害を発生させ、又は発生させる蓋然性が高い性質の情報であるとは認められないことから、同号ただし書にも該当するとは認められない。

以上のことから、本件不開示情報2のうち、役員人事の計画に関する情報を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、処分場の設置工事等の計画に関する情報については、条例第7条第2号に該当するとは認められないため開示すべきである。

(ウ) 本件不開示情報3の条例第7条第2号該当性について

本件不開示情報3は、〇〇の役員人事の計画に関する情報であり、実施機関は、当該情報について本件不開示情報2のうち役員人事の計画に関する情報を開示した場合と同様のおそれがある旨主張する。

本件不開示情報3が記載されている対象公文書は、〇〇株式会社〇〇業務推進部長・営業部長とある者と実施機関とのやりとりを記したものである。

当該部長とある者がどのような立場で関与しているのかは不明であるが、株式会社〇〇の役員変更について発言したものであるところ、上記オ(イ)のとおり、株式会社における役員の選任・解任については、原則として、株主総会の決議に基づいて決定され、かつ、登記により公にされるものであるところ、当該不開示部分はそれらの前の役員人事の計画に関する情報であることから、それが事前に明らかにされると、法人の内部管理に支障を生じ、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件不開示情報3について、条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ 実施機関が旧条例第8条第2号(個人情報)に該当するとして不開示とした部分(本件不開示情報4)の不開示情報該当性について

(ア) 旧条例第8条第2号

旧条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」について、同号ただし書に該当する場合を除き、これを不開示情報としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報、「イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」について、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨を規定している。

(イ) 本件不開示情報4の旧条例第8条第2号該当性について

本件不開示情報4は、携帯電話番号及び陳情者の姓であるため、個人情報であり、同号ただし書にも該当しないことは明らかであることから、本件不開示情報4について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、旧条例第8条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ 実施機関が条例第7条第1号又は第2号に該当するとして不開示した部分の条例第9条（裁量的開示）該当性について（本件不開示情報1～3）

(ア) 条例第9条

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（条例第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

これは開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、なお公にすることに公益上必要性があると認められる場合には、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示することができるとするものである。

また、この条の適用に当たっては、不開示情報の規定により保護される権利利益と開示による公益を比較検討して、慎重に判断する必要がある。

(イ) 本件不開示情報1～3の条例第9条該当性について

審査請求人は、上記2(3)ス～ソのとおり、本件許可は旧法に基づくものであり、様々な問題があることから、見直して撤回するか、業者に取り下げさせて、住民に安心を与えなければならないものであり、公益上の理由が強い情報であるので、県と業者のやりとりは条例第9条の規定に基づいて住民に公開すべきである旨主張する。

しかしながら、上記4(2)のエ及びオにおいて不開示が妥当と判断した情報については、条例第7条第1号又は第2号に規定する不開示情報に該当するものと認められるところ、仮にこれらの不開示情報が開示されたとしても、審査請求人が求める本件許可の取消し等に必要な情報が出てくるとは考えられず、これらの不開示情報を開示することが、開示しないことにより保護される権利利益を上回る公益上の必要があるとは認められない。

したがって、条例第9条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断は妥当である。

ク その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

文書番号	公文書名
1	相談の記録（〇〇関係）（平成28年10月28日（金））
2	〇〇の林地開発許可申請にかかる着手届出について（2016年10月12日（水））
3	【〇〇様】〇〇からの問い合わせについて（2016年10月07日（金））
4	〇〇の最終処分場建設にかかる〇〇集落への説明結果について（2016年10月06日（木））
5	〇〇 〇〇集落への説明結果について
6	相談の記録（〇〇関係）（平成28年10月4日（火））
7	開発行為（土地形質変更）届出書
8	電話発信簿（平成28年1月21日（木））
9	相談の記録（〇〇関係）（平成28年1月18日（月））
10	相談の記録（〇〇関係）（平成27年12月24日（木））
11	相談の記録（〇〇関係）（平成27年12月22日（火））
12	産業廃棄物の安定型最終処分場，がれき類の破砕施設，積替保管施設 平面図（案）
13	Re: 【大島支庁衛生環境室】 〇〇の安定型処分場の建設について（連絡）（2015年05月07日（木））
14	〇〇について（平成12年11月9日～21日）
15	〇〇市〇〇の社長から電話（平成12年2月10日）

別表 2

	別表 1 の文書 番号	実施機関が 不開示とし た部分	実施機関の判断	審査会の判断
本件 不開示 情報 1	文書1, 2, 3, 4, 6, 9, 10, 11	株式会社○ ○, ○○株 式会社従業 員の氏名	条例第 7 条第 1 号（個人 に関する情報）に該当 当該部分は個人に関する 情報であって特定の個人 を識別することができる ことから、原則として 不開示であり、同号た だし書のいずれにも該 当しない。	個人に関する情報であ って、特定の個人を識 別することができる ことから、不開示妥 当
本件 不開示 情報 2	文書 8	○○の経営 （処分場の 設置工事等 の計画、役 員人事の計 画）に関 する情報	条例第 7 条第 2 号（法 人等に関する情報）に 該当 当該部分は当該法人等 の内部管理に関する情 報であって、公にす ることにより当該法人 等の権利その他正当 な利益を害するおそ れがあることから、 不開示であり、同 号ただし書にも該 当しない。	役員人事の計画に関 する情報が記載され ている本文10行目 5文字目から11行 目21文字目につ いては、法人の権利 その他正当な利益を 害するおそれのある 情報であることから、 不開示妥当である が、その他の部分 については開示す べき
本件 不開示 情報 3	文書 9	○○の役員 人事の計画 に関する情 報	条例第 7 条第 2 号（法 人等に関する情報）に 該当 当該部分は当該法人 等の内部管理に関 する情報であって、 公にすることによ り当該法人等の権利 その他正当な利益を 害するおそれがある ことから、不開示 であり、同号た だし書にも該 当しない。	法人の権利その他 正当な利益を害す るおそれのある情 報であることから、 不開示妥当
本件 不開示 情報 4	文書14	携帯電話番 号 陳情者の姓	旧条例第 8 条第 2 号（ 個人情報）に該当 当該部分は個人に 関する情報であ って、特定の	個人に関する情報 であって、特定の 個人を識別する ことができる ことから、不開 示妥当

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

		個人が識別されるものであることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。	
--	--	--	--